

日野市
グリーン購入ガイドライン

(2025年4月17日改訂)

目次

1. グリーン購入法について	
(1) グリーン購入法とは	1
(2) 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律	1
(3) 日野市におけるグリーン購入	3
(4) 特定調達品目等及び調達目標	4
2. グリーン購入の手順	5
(1) グリーン購入事務フロー	6
3. グリーン購入適合商品等の探し方	7
4. 日野市グリーン購入方針における対象物品一覧	
1. 紙類	8
2. 文具類	9
3. オフィス家具等	14
4. 画像機器等	15
5. 電子計算機等	17
6. オフィス機器等	19
7. 移動電話等	21
8. 家電製品	22
9. エアコンディショナー等	24
10. 温水器等	26
11. 照明	27
12. 自動車等	28
13. 消火器	29
14. 制服・作業服等	30
15. インテリア・寝装寝具	31
16. 作業手袋	32
17. その他繊維製品	33
18. 設備	34
19. 災害備蓄用品	37
20. 公共工事	39
21. 役務	43
22. ごみ袋等	50
【参考】判断基準となる環境ラベル一覧	51

1. グリーン購入法

(1) グリーン購入法とは？

循環型社会の形成には、「再生品等の供給面の取組」に加え、「需要面からの取組が重要である」という観点から、平成 12 年 5 月に循環型社会形成推進基本法の個別法のひとつとして「国等による環境物品等の調達に関する法律(グリーン購入法)」が制定されました。

同法は、国等の公的機関が率先して環境物品等(環境負荷低減に資する製品・サービス)の調達を推進するとともに、環境物品等に関する適切な情報提供を促進することにより、需要の転換を図り、持続的発展が可能な社会の構築を推進することを目指しています。

また、国等の各機関の取組に関することのほか、地方公共団体、事業者及び国民の責務などについても定めており、法第 4 条に「地方公共団体は、その区域の自然的社会的条件に応じて、環境物品等への需要の転換を図るための措置を講ずるよう努める」と記載されており、私たち日野市役所の事務事業においても環境物品の調達が求められています。

(2) 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律 ※一部抜粋

(目的)

第一条 この法律は、国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人による環境物品等の調達の推進、環境物品等に関する情報の提供その他の環境物品等への需要の転換を促進するために必要な事項を定めることにより、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築を図り、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「環境物品等」とは、次の各号のいずれかに該当する物品又は役務をいう。

- 一 再生資源その他の環境への負荷(環境基本法(平成五年法律第九十一号)第二条第一項に規定する環境への負荷をいう。以下同じ。)の低減に資する原材料又は部品
- 二 環境への負荷の低減に資する原材料又は部品を利用していること、使用に伴い排出される温室効果ガス等による環境への負荷が少ないこと、使用後にその全部又は一部の再使用又は再生利用がしやすいことにより廃棄物の発生を抑制することができることその他の事由により、環境への負荷の低減に資する製品
- 三 環境への負荷の低減に資する製品を用いて提供される等環境への負荷の低減に資する役務

- 2 この法律において「独立行政法人等」とは、独立行政法人(独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三十三号)第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。)又は特殊法人(法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であって、総務省設置法(平成十一年法律第九十一号)第四条第一項第八号の規定の適用を受けるものをいう。以下同じ。)のうち、その資本金の全部若しくは大部分が国からの出資による法人又はその事業の運営のために必要な経費の主たる財源を国からの交付金若しくは補助金によって得ている法人であって、政令で定めるものをいう。
- 3 この法律において「地方独立行政法人」とは、地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。
- 4 この法律において「各省各庁の長」とは、財政法(昭和二十二年法律第三十四号)第二十条第二項に規定する各省各庁の長をいう。

(国及び独立行政法人等の責務)

- 第三条 国及び独立行政法人等は、物品及び役務(以下「物品等」という。)の調達に当たっては、環境物品等への需要の転換を促進するため、予算の適正な使用に留意しつつ、環境物品等を選択するよう努めなければならない。
- 2 国は、教育活動、広報活動等を通じて、環境物品等への需要の転換を促進する意義に関する事業者及び国民の理解を深めるとともに、国、地方公共団体、事業者及び国民が相互に連携して環境物品等への需要の転換を図る活動を促進するため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(地方公共団体及び地方独立行政法人の責務)

- 第四条 地方公共団体は、その区域の自然的社会的条件に応じて、環境物品等への需要の転換を図るための措置を講ずるよう努めるものとする。
- 2 地方独立行政法人は、当該地方独立行政法人の事務及び事業に関し、環境物品等への需要の転換を図るための措置を講ずるよう努めるものとする。

(3) 日野市におけるグリーン購入

日野市では、グリーン購入の推進を図るとともに、調達総量の抑制や省エネなどを実践し、環境負荷の低減に寄与することで、地球温暖化・ごみ問題・環境汚染といった環境問題を発生原因から対策することを目的とする「日野市グリーン購入方針」を策定しています。

本ガイドラインは、そのグリーン購入の対象となる環境物品等を定めており、グリーン購入に取組む手順や、グリーン購入を判断する際に参考となる環境ラベルを掲載し、初心者でも取組みやすいよう、わかりやすさを重視した内容としております。

環境物品等の判断に際して、環境に配慮した製品に関する詳細な判断方法については、下記、環境省HPから「調達者の手引き」を参照してください。

【参照】環境省・グリーン購入の調達者の手引き

<https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/net/shiryou.html>

日野市グリーン購入方針 「調達の基本原則」

物品等の調達に当たっては、事前に調達の必要性と適正量を十分に検討し、調達総量をできるだけ抑制するとともに、価格や品質等に加え、次に掲げる配慮事項（資源採取から廃棄に至る物品のライフサイクル全体について環境負荷の低減に関わる配慮）に対応した製品を選択して購入する。

(1) 製造段階での配慮事項

- ① 資源を持続可能な方法で採取し、有効利用していること。
- ② 再生された素材や再使用された部品を多く利用していること。

(2) 使用段階での配慮事項

- ① 環境や人の健康に被害を与えるような物質の使用及び放出が削減されていること。
- ② 資源やエネルギーの消費が少ないこと。
- ③ 長時間の使用ができること。
- ④ 包装等が過剰でないこと。

(3) 廃棄段階での配慮事項

- ① 再使用が可能であること。
- ② リサイクルが可能であること。
- ③ 廃棄されるときに処理や処分が容易なこと。

(4) グリーン購入法における特定調達品目及び調達目標

調達品目ごとの調達目標は下記のとおりです。

分類	品目数	調達目標
1. 紙類	7	100%
2. 文具類	82	100%
3. オフィス家具類	12	100%
4. 画像機器等	10	100%
5. 電子計算機等	4	100%
6. オフィス機器等	5	100%
7. 移動電話等	3	100%
8. 家電製品	6	100%
9. エアコンディショナー等	4	100%
10. 温水器等	4	100%
11. 照明	3	100%
12. 自動車等	5	100%
13. 消火器	1	100%
14. 制服・作業服等	4	100%
15. インテリア・寝装寝具	11	100%
16. 作業手袋	1	100%
17. その他の繊維製品	5	100%
18. 設備	11	100%
19. 災害備蓄用品	15	100%
20. 公共工事	58	100%
21. 役務	20	100%
22. ごみ袋等	1	100%

2. グリーン購入の手順

グリーン購入は、対象となる調達品目において、環境に配慮した物品等を選択して調達することです。ですので、取組みの順序として、①グリーン購入の対象品目かを確認したうえで、②カタログ等から環境ラベルなどのついている製品を調達する流れとなります。実際の流れは以下を参考にしてください。

手順①：グリーン購入の対象品目かを確認

調達予定の物品等がグリーン購入の対象品目(特定調達品目)となっているかを確認します。

(1)特定調達品目とは

グリーン購入法の基本方針において、特に重点的に調達を推進すべき環境物品等を特定調達品目として定めています。本市においてもこの品目に準じて調達を行うものとします。

(2)特定調達品目かどうかの調べ方

「4. 日野市グリーン購入方針における対象物品一覧」より確認します。判断がつかない場合、環境省の「グリーン購入の調達者の手引き」を参照し確認を行います。

【参考】環境省・グリーン購入の調達者の手引き

<https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/net/shiryou.html>

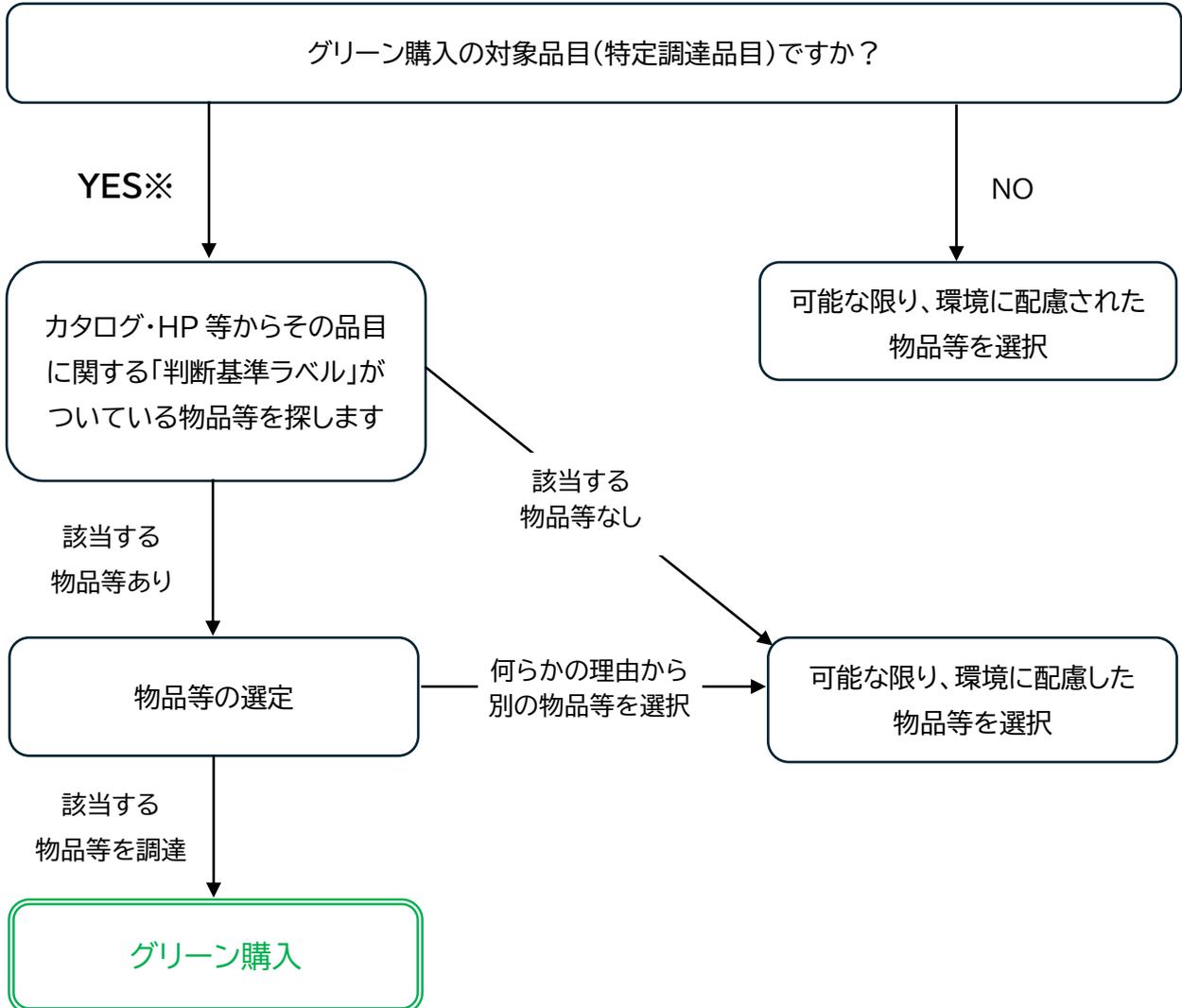
※特定調達品目ではない製品の購入についても、環境に配慮した製品を調達することに努めてください。

手順②：グリーン購入の対象品目であった場合

環境に配慮した物品等を調達し、その状況をひのエコ「様式 28、29 グリーン購入実績集計表」に記載して報告してください。物品等の探し方については、「3. グリーン購入適合商品等の探し方」を参考にしてください。

また、何らかの理由により、環境配慮物品等が調達できなかった場合も、その理由等の報告が必要になります。

グリーン購入事務フロー



※ グリーン購入の対象品目に該当する物品等の調達実績は、様式 28、29 グリーン購入実績集計表にて報告してください

3. グリーン購入適合商品等の探し方

(1) 商品カタログ・ホームページ等から、環境ラベルなどがついている製品を探してください。

対象となる環境ラベルは、「4. 日野市グリーン購入方針における対象物品一覧」の「判断基準ラベル」を参考にしてください。

※判断基準ラベルの優先順位について

- 調達する物品の選択肢の中に、優先順位1の製品と優先順位2の製品の両方がある場合、優先順位1の製品を調達するように努めてください。
- ひのエコの報告においては、優先順位2のラベルの製品を調達した場合でも「グリーン購入に適合」として報告してください。

(参考)グリーン購入に取り組む上で参考となる主なホームページ

名称	URL
エコ 商品ねっと	https://www.gpn.jp/econet/
エコマーク 認定 商品検索サイト	http://www.ecomark.jp/search/search.php
グリーンステーション・プラス	https://g.greenstation.net/
省エネ型製品情報サイト	https://seihinjyoho.go.jp/

(2) 環境ラベル以外の判断方法については、グリーン購入法に基づく「判断の基準」により確認することができます。

■コラム■ 「判断の基準」とは

グリーン購入法第6条第2項第2号に規定する特定調達品等であるための基準であり、この基準を満たすものがいわゆるグリーン購入法適合品となります。

①優先順位 1

判断の基準において、2段階の判断の基準を設定している場合、より高い環境性能の基準値を指し、調達に際しての支障や供給上の制約等がない限り調達を推進していく基準として示すものです。

②優先順位 2

判断の基準において、2段階の判断の基準を設定している場合に、各機関において調達を行う最低限の基準として示すものです。

③配慮事項

配慮事項とは、特定調達品等であるための要件ではないものの、調達に当たって配慮することが望ましい事項であり、現時点で判断の基準として一律に適用することが適当でない事項であっても、環境負荷低減上重要な事項がある場合に定めています。

4. 日野市グリーン購入方針における対象物品一覧

(1) 紙類

用途	特定調達品目	判断基準ラベル	
		優先順位 1	優先順位 2
情報用紙	コピー用紙	  グリーン購入法適合商品	 「エコ商品ねっと」掲載商品
	フォーム用紙		
	インクジェットカラープリンター用塗工紙		
印刷用紙	塗工されていない印刷用紙	 エコマーク	  森林認証
	塗工されている印刷用紙		
衛星用紙	トイレトペーパー		 間伐材マーク
	ティッシュペーパー		

配慮事項

- 総合評価値がより高いものであること(塗工されていない印刷用紙、塗工されている印刷用紙に適用)
- 古紙パルプ配合率が可能な限り高いものであること(コピー用紙、インクジェットカラープリンター用塗工紙、塗工されていない印刷用紙、塗工されている印刷用紙に適用)
- バージンパルプの原料となる原木は、持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること、また森林認証パルプ及び間伐材等パルプの利用割合が可能な限り高いものであること(トイレトペーパー、ティッシュペーパーを除く)
- 簡易包装、再生利用の容易さ及び焼却処理時の負荷低減に配慮されていること

(2) 文具類

用途	特定調達品目	判断基準ラベル	
		優先順位 1	優先順位 2
筆記具	シャープペンシル	  グリーン購入法適合商品	 「エコ商品ねっと」掲載商品
	シャープペンシル替芯		
	ボールペン		
	マーキングペン		
	鉛筆		
	複合筆記具 (シャープペンシル+他の筆記用具など)		
印章・ スタンプ台	スタンプ台	 エコマーク	 FSC www.fsc.org FSC® C114747 <small>責任ある森林管理のマーク</small>  PEFC™ PEFC/31-01-01 森林認証
	朱肉		
	印章セット		
	印箱		
	公印		
	ゴム印		
	回転ゴム印		
函案・ 製函用具	定規	 バイオマス バイオマスマーク	 間伐材マーク 間伐材マーク
一般事務用品	トレー	 グリーンマーク グリーンマーク	
	消しゴム		
	ステープラー(汎用型)		
	ステープラー(汎用型以外)		
	ステープラー針リムーバー		
	連射式クリップ(本体)		
	事務用修正具(テープ)		

用途	特定調達品目	判断基準ラベル	
		優先順位 1	優先順位 2
一般事務用品	事務用修正具(液体)	  <p>グリーン購入法適合商品</p>  <p>エコマーク</p>  <p>バイオマス バイオマスマーク</p>	 <p>「エコ商品ねっと」掲載商品</p>  <p>FSC www.fsc.org FSC® C114747 責任ある森林管理 のマーク</p> <p>森林認証</p>  <p>間伐材マーク</p>  <p>グリーンマーク グリーンマーク</p>
	クラフトテープ		
	布粘着テープ (プラスチック製クロステープを含む)		
	両面粘着紙テープ		
	製本テープ		
	ブックスタンド		
	ペンスタンド		
	クリップケース		
	はさみ		
	マグネット(玉)		
	マグネット(バー)		
	テープカッター		
	パンチ(手動)		
	モルトケース (紙めくりようスポンジケース)		
	鉛筆削(手動)		
	OA クリーナー(ウェットタイプ)		
	OA クリーナー(液タイプ)		
	ダストブロワー		
レターケース			
メディアケース			

用途	特定調達品目	判断基準ラベル	
		優先順位 1	優先順位 2
一般事務用品	マウスパッド	  <p>グリーン購入法適合商品</p>	 <p>「エコ商品ねっと」掲載商品</p>
	OA フィルター(枠あり)		
	丸刃式紙裁断機		
	カッターナイフ		
	デスクマット		
	OHP フィルム		
絵画用品等	絵筆	 <p>エコマーク</p>	  <p>森林認証</p>
	絵の具		
	墨汁		
事務用のり	のり(液状)(補充用含む)	 <p>バイオマス バイオマスマーク</p>	 <p>間伐材マーク</p>
	のり(澱粉のり)(補充用含む)		
	のり(固形)(補充用含む)		
	のり(テープ)		
ファイル・ バインダー類	ファイル	 <p>グリーンマーク グリーンマーク</p>	
	バインダー		
	ファイリング用品		
	アルバム(台紙含む)		
	つづりひも		
	カードケース		

用途	特定調達品目	判断基準ラベル	
		優先順位 1	優先順位 2
紙製品	事務用封筒、窓付き封筒(紙製)	  グリーン購入法適合商品	 「エコ商品なっと」掲載商品   責任ある森林管理のマーク 森林認証
	けい紙		
	起案用紙		
	ノート		
	パンチラベル		
	タックラベル		
	インデックス		
	付箋紙		
その他	付箋フィルム	 エコマーク  バイオマス バイオマスマーク	 間伐材マーク 間伐材マーク
	黒板拭き		
	ホワイトボード用イレーザ		
事務用のり	額縁	 グリーンマーク グリーンマーク	
	テープ印字機等用カセット		
	テープ印字機等用テープ		
	ごみ箱・リサイクルボックス		
ファイル・ バインダー類	缶・ボトルつぶし機(手動)		
	名札(机上用)		
	名札(衣服取付型・首下げ型)		
	鍵かけ		
	チョーク		
	グラウンド用白線		
	梱包用バンド		

配慮事項

- 古紙パルプ配合率、再生プラスチック配合率が可能な限り高いものであること
- 使用される塗料は、有機溶剤及び臭気が可能な限り少ないものであること
- 木材及びバージンパルプの原料となる原木は、持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること
- 間伐材、間伐材パルプの利用割合が可能な限り高いものであること
- 製品全体又は部品及び容器包装は、可能な限り単一素材化又は使用する素材の種類が少なくなるよう配慮されていること
- 簡易包装、再生利用の容易さ及び焼却処理時の負荷低減に配慮されていること
- プラスチック製の放送又は梱包材には、再生プラスチック又はバイオマスプラスチックが使用されていること

(3) オフィス家具等

用途	特定調達品目	判断基準ラベル	
		優先順位 1	優先順位 2
オフィス家具等	いす	 グリーン購入法適合商品	 「エコ商品ねっと」掲載商品
	机		
	棚		
	収納用什器(棚以外)		
	ローパーティション		
	コートハンガー		
	傘立て		
	掲示板		
	黒板		
	ホワイトボード		
	個室ブース		
	ディスプレイスタンド		

配慮事項
<ul style="list-style-type: none"> ○長期間の使用が可能な設計、再使用、再生利用が容易になるような設計であること、特に金属部分については、製品の長寿命化、省資源化又は材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること ○塗料は、粉体塗料、水性塗料等の有機溶剤及び臭気が可能な限り少ないものであること ○使用済製品の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあり、再使用又は再生利用されない部分については適正処理されるシステムがあること ○原料となる原木は、持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。また、森林認証材パルプ及び間伐材等パルプの利用割合が可能な限り高いものであること

(4) 画像機器等

用途	特定調達品目	判断基準ラベル	
		優先順位 1	優先順位 2
コピー機等	コピー機	 グリーン購入法適合商品	 「エコ商品ねっと」掲載商品
	複合機		
	拡張性のあるデジタルコピー機		
プリンタ等	プリンタ	 エコマーク	
	プリンタ複合機		
ファクシミリ	ファクシミリ	 国際エネルギースタープログラム (OA 機器のみ)	
スキャナ	スキャナ		
プロジェクタ	プロジェクタ	 (一社)日本カートリッジリサイクル工業会 E&Q マーク (トナーカートリッジのみ)	
カートリッジ等	トナーカートリッジ		
	インクカートリッジ		

配慮事項

【コピー機、複合機、拡張性のあるデジタルコピー機、ファクシミリ、スキャナ】

- ライフサイクル全般にわたりカーボン・オフセットされた製品であること(コピー機等 3 品目に適用)
- 定量的環境情報(カーボンフットプリント)が算定・開示されていること(プリンタ、プリンタ複合機、ファクシミリ、スキャナに適用)
- 電池には、カドミウム化合物、鉛化合物、水銀化合物が含まれないこと
- 部品の再使用又は材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること
- 希少金属類を含む部品の再使用のための設計上の工夫がなされていること(コピー機等に適用)
- 一度使用された製品からの再使用部品が可能な限り使用されていること(プリンタ等、ファクシミリに適用)
- 紙の使用量を削減できる機能を有すること(コピー機等、プリンタ等に適用)
- 簡易包装、再生利用の容易さ及び焼却処理時の負荷低減に配慮されていること
- 包装材等の回収、再使用、再生利用システムがあること

配慮事項

【プロジェクト】

- 光源ランプの交換時期が 3,000 時間以上であること
- 可能な限り固体光源ランプが使用されていること
- 可能な限り低騒音であること
- 定量的環境情報(カーボンフットプリント)が算定・開示されていること
- 回収、再利用又は再生利用及びリサイクルされない部品の適正処理のシステムがあること
- 長寿命化・省資源化、部品の再利用、リサイクル設計がなされていること
- ハロゲン系難燃剤の使用が可能な限り削減されていること(筐体部分)
- 再生プラスチックが可能な限り使用されていること
- マニュアルや付属品等が可能な限り削減されていること
- 簡易包装、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること
- 包装材等の回収及び再利用又は再生利用のためのシステムがあること

【トナーカートリッジ、インクカートリッジ】

- 回収したトナーカートリッジのプラスチックが、材料又は部品として再びトナーカートリッジに使用される仕組みがあること(クローズドリサイクルシステム)(トナーカートリッジに適用)
- 各種システムの構築及び再資源化率を証明できる書類を備えていること
- 簡易包装、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること

(5) 電子計算機等

用途	特定調達品目	判断基準ラベル	
		優先順位 1	優先順位 2
電子計算機	電子計算機	  グリーン購入法適合商品	 「エコ商品ねっと」掲載商品
磁気ディスク装置	磁気ディスク装置		
ディスプレイ	ディスプレイ		
記録用メディア	記録用メディア		
		 エコマーク	 PC グリーンラベル
		 国際エネルギースタープログラム (OA 機器のみ)	
		 省エネラベリング	

配慮事項

【電子計算機】

- 長寿命、省資源、再生利用しやすい設計であること
- バッテリーの駆動時間が必要以上に長くないこと(一般行政事務用ノート PC に適用)
- 再使用部品が可能な限り使用されていること
- 再生プラスチック、バイオマスプラスチックが可能な限り高い配合率で使用されていること
- 再生マグネシウム合金が可能な限り使用されていること
- マニュアルやリカバリ CD が削減されていること
- 簡易包装、包装材の回収及び再利用システムがあること

配慮事項

【磁気ディスク装置、ディスプレイ】

- 回収、再使用、再生利用、適正処理のシステムがあること
- 部品の再使用又は材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること
- 再使用部品、再生プラスチックが可能な限り使用されていること
- 簡易包装、再生利用の容易さ及び焼却処理時の負荷低減に配慮されていること
- 特定の化学物質が含有率基準値を超えないこと(磁気ディスク装置に適用)
- プラスチック製の梱包又は包装への再生プラスチック又はバイオマスプラスチックの使用(磁気ディスク装置に適用)
- 包装材等の回収、再使用、再生利用システムがあること(ディスプレイに適用)

【記録用メディア】

- 原料の原木は持続可能な森林から産出されたものであること(間伐材又は再生資源を除く)
- 簡易包装、再生利用の容易さ及び焼却処理時の負荷低減に配慮されていること

(6) オフィス機器等

用途	特定調達品目	判断基準ラベル	
		優先順位 1	優先順位 2
シュレッダー	シュレッダー	  グリーン購入法適合商品  エコマーク  JIS 規格 (アルカリ・小型充電式電池のみ)	 「エコ商品ねっと」掲載商品
デジタル印刷機	デジタル印刷機		
掛時計	掛時計		
電子式卓上計算機	電子式卓上計算機		
電池	一次電池又は小型充電式電池		

配慮事項
<p>【シュレッダー】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○定量的環境情報(カーボンフットプリント)が算定・開示されていること ○使用済製品の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあり、再使用又は再生利用されない部分については適正処理されるシステムがあること ○分解が容易である等部品の再使用又は材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること ○再使用部品、又は再生プラスチックが可能な限り使用されていること ○裁断された紙の減容及び再生利用の容易さに配慮されていること ○包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムあること <p>【デジタル印刷機】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○インク容器の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること ○使用される電池には、カドミウム化合物、鉛化合物及び水銀化合物が含まれないこと。ただし、それらを含む電池が確実に回収され、再使用、再生利用又は適正処理される場合は、この限りでない ○分解が容易である等部品の再使用又は材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること ○再使用部品、又は再生プラスチックが可能な限り使用されていること ○低電力モード及びオートシャットオフモードへの移行時間は出荷時に 5 分以下に設定されていること ○ただし、出荷後、変更することができない構造の機械については既定値とする

配慮事項

○簡易包装、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること

○包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること

【掛時計・電子式卓上計算機(電卓)】

○使用される一次電池の個数が、可能な限り少ないこと(掛時計に適用)

○再生プラスチックが可能な限り使用されていること(掛時計に適用)

○簡易包装、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること

【一次電池・小形充電式電池】

○定量的環境情報(カーボンフットプリント)が算定・開示されていること

○使用済みの小形充電式電池の回収システムがあり、再使用又は再生利用されない部分については適正処理されるシステムがあること

○簡易包装、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること

(7) 移動電話等

用途	特定調達品目	判断基準ラベル	
		優先順位 1	優先順位 2
移動電話等	携帯電話	  グリーン購入法適合商品	 「エコ商品ねっと」掲載商品
	PHS		
	スマートフォン		

配慮事項
<ul style="list-style-type: none"> ○定量的環境情報(カーボンフットプリント)が算定・開示されていること ○省電力化、充電器の待機時消費電力の省エネ化がなされていること ○希少金属類(レアメタル・レアアース)を減量・代替する取組がなされていること ○部品の修理システム、部品の保管システムがあること ○筐体へのハロゲン系難燃剤の使用が抑制されていること ○筐体又は部品に再生プラスチック又はバイオマスプラスチックが使用されていること(プラスチックを使用している場合) ○簡易包装、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること ○包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること ○製品の包装又は梱包への再生プラスチック又はバイオマスプラスチックが使用されていること(プラスチックを使用している場合)

(8) 家電製品

用途	特定調達品目	判断基準ラベル								
		優先順位 1	優先順位 2							
電気冷蔵庫等	電気冷蔵庫	 グリーン購入法適合商品	 「エコ商品ねっと」掲載商品							
	電気冷凍庫									
	電気冷凍冷蔵庫									
テレビジョン受信機	テレビジョン受信機	 エコマーク								
電気便座	電気便座									
電子レンジ	電子レンジ			 統一省エネラベル  省エネラベリング 基準エネルギー消費率が以下の数値を上回らないこと。 <table border="1" data-bbox="893 1388 1460 1489"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th>基準エネルギー消費効率(年間消費電力量)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">温水洗浄便座 (洗浄機能有り)</td> <td>貯湯式</td> <td>172kWh/年 以下</td> </tr> <tr> <td>瞬間式</td> <td>87kWh/年 以下</td> </tr> </tbody> </table> (電気便座のみ)	区分		基準エネルギー消費効率(年間消費電力量)	温水洗浄便座 (洗浄機能有り)	貯湯式	172kWh/年 以下
区分		基準エネルギー消費効率(年間消費電力量)								
温水洗浄便座 (洗浄機能有り)	貯湯式	172kWh/年 以下								
	瞬間式	87kWh/年 以下								

配慮事項

【電気冷蔵庫・電気冷凍庫・電気冷凍冷蔵庫】

- 部品の長寿命化、省資源化、再生利用のための設計上の工夫がなされていること
- 再生プラスチックが部品に使用されていること
- 塗料は有機溶剤及び臭気が少ないものであること
- 簡易包装、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること
- 包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること

配慮事項

【テレビジョン受信機】

- 定量的環境情報(カーボンフットプリント)が算定・開示されていること
- 製品の長寿命化、省資源化、再生利用のための設計上の工夫がなされていること
- 再生プラスチックが部品に使用されていること
- 簡易包装、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること
- 包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること

【電気便座・電子レンジ】

- 定量的環境情報(カーボンフットプリント)が算定・開示されていること
- 再使用または再生利用のための設計上の工夫がなされていること
- 再使用または再生プラスチックが部品に使用されていること
- 簡易包装、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること
- 包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること

(9) エアコンディショナー等

用途	特定調達品目	判断基準ラベル	
		優先順位 1	優先順位 2
エアコンディショナー	家庭用エアコンディショナー	  グリーン購入法適合商品	 「エコ商品ねっと」掲載商品
	業務用エアコンディショナー		
ガスヒートポンプ式冷暖房機	ガスヒートポンプ式冷暖房	 統一省エネラベル  省エネラベリング  JIS 規格 (ガスヒートポンプ式冷暖房のみ)	
ストーブ	ストーブ		

配慮事項
<p>【家庭用エアコンディショナー・業務用エアコンディショナー】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○冷媒に可能な限りGWPの小さい物質が使用されていること ○製品の長寿命化、省資源化、再生利用のための設計上の工夫がなされていること ○冷媒の充填量の低減、一層の漏えい防止、回収のしやすさへの配慮及び情報開示がなされていること ○再生プラスチックは部品に使用されていること ○簡易包装、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること ○包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること <p>【ガスヒートポンプ式冷暖房機】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○冷媒に可能な限りGWPの小さい物質が使用されていること ○特定の化学物質が含有率基準値を超えないこと ○再生利用のための設計上の工夫がなされていること

配慮事項

- 再生プラスチックが部品に使用されていること
- 簡易包装、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること
- 包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること

【ストーブ】

- 定量的環境情報(カーボンフットプリント)が算定・開示されていること
- 再生利用のための設計上の工夫がなされていること
- 再生プラスチックが部品に使用されていること
- 簡易包装、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること
- 包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること

(10) 温水器等

用途	特定調達品目	判断基準ラベル	
		優先順位 1	優先順位 2
電気給湯器	ヒートポンプ式電気給湯器	 <p>グリーン購入法適合商品</p>  <p>統一省エネラベル</p>  <p>省エネラベリング</p>	 <p>「エコ商品ねっと」掲載商品</p>
ガス温水機器	ガス温水機器		
石油温水機器	石油温水機器		
ガス調理機器	ガス調理機器		

配慮事項

【ヒートポンプ式電気給湯器】

- 冷媒に可能な限り地球温暖化係数の小さい物質が使用されていること
- 定量的環境情報(カーボンフットプリント)が算定・開示されていること
- 分解が容易である等材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること
- 再生プラスチックが部品に使用されていること
- 簡易包装、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること
- 包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること

【ガス温水機器、石油温水機器、ガス調理機器】

- 分解が容易である等材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること
- 定量的環境情報(カーボンフットプリント)が算定・開示されていること
- 再生プラスチックが部品に使用されていること
- 簡易包装、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること
- 包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること

(11) 照明

用途	特定調達品目	判断基準ラベル	
		優先順位 1	優先順位 2
照明器具	LED 照明器具	  グリーン購入法適合商品	 「エコ商品ねっと」掲載商品
ガス温水機器	LED を光源とした内照式表示灯		
ランプ	電球形状のランプ		

配慮事項

【LED照明器具、LEDを光源とした内照式表示灯】

- 初期照度補正制御、人感センサ制御、あかるさセンサ制御、調光制御等の機能があること(LED照明器具)
- 定量的環境情報(カーボンフットプリント)が算定・開示されていること
- ライフサイクル全般にわたりカーボン・オフセットされた製品であること
- 分解が容易である等材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること(LED照明器具)
- 使用される塗料は有機溶剤及び臭気が少ないこと
- 簡易包装、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること
- 包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること
- 再生プラスチックが使用されていること(LEDを光源とした内照式表示灯)

【電球形状のランプ】

- 定量的環境情報(カーボンフットプリント)が算定・開示されていること
- ライフサイクル全般にわたりカーボン・オフセットされた製品であること
- 包装は簡易であって、再生利用が容易・廃棄時の負荷低減に配慮されていること

(12) 自動車等

用途	特定調達品目	判断基準ラベル	
		優先順位 1	優先順位 2
自動車	自動車	  <p>グリーン購入法適合商品</p>  <p>エコマーク</p>   <p>低排出ガス車認定</p>   <p>燃費基準達成車ステッカー</p>  <p>バイオマスプラマーク</p>      <p>低燃費タイヤ統一マーク</p>	 <p>「エコ商品ねっと」掲載商品</p>
ITS 対応車載器	ETC 対応車載器		
	カーナビゲーションシステム		
タイヤ	乗用車用タイヤ		
エンジン油	2 サイクルエンジン油		

配慮事項

【自動車】

- カーエアコンの冷媒に使用される物質の地球温暖化係数は 150 以下であること
- 長寿命化、省資源化、部品の再使用、材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。特に、希少金属類の減量化や再生利用のための設計上の工夫がなされていること
- 再生材が可能な限り使用されていること
- バイオマスプラスチック又は植物を原料とする合成繊維が可能な限り使用されていること
- エコドライブ支援機能を搭載していること

配慮事項
<p>【乗用車タイヤ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○製品の長寿命化に配慮されていること ○走行時の静粛性の確保に配慮されていること ○簡易包装、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること ○包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること <p>【サイクルエンジン油】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○製品の容器の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること ○簡易包装、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること ○包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること

(13) 消火器

用途	特定調達品目	判断基準ラベル	
		優先順位 1	優先順位 2
消火器	消火器	 <p>グリーン購入法適合商品</p>  <p>エコマーク</p>	 <p>「エコ商品ねっと」掲載商品</p>

配慮事項
<ul style="list-style-type: none"> ○材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること ○再生プラスチックが可能な限り使用されていること ○定量的環境情報(カーボンフットプリント)が算定・開示されていること ○設置台、収納箱等への再生プラスチックの使用、使用後の回収、再使用、再生利用の実施 ○塗料は、有機溶剤及び臭気が可能な限り少ないものであること ○包装の単一素材化、簡易包装、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること ○包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること

(14) 制服・作業服等

用途	特定調達品目	判断基準ラベル	
		優先順位 1	優先順位 2
制服・作業服等	制服	  グリーン購入法適合商品	 「エコ商品ねっと」掲載商品
	作業服		
	靴		
	帽子		

配慮事項
<p>【共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○製品使用後に、回収・再利用・リサイクルされるためのシステムがあること ○可能な限り未利用繊維、反毛繊維が使用されていること ○簡易包装、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること <p>【帽子】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○可能な限り竹繊維、未利用繊維又は反毛繊維が使用されていること <p>【靴】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○甲部又は底部にプラスチックが使用される場合には、再生プラスチック、バイオマスプラスチック又は植物を原料とする合成繊維であって環境負荷低減効果が確認されたものが可能な限り使用されていること

(15) インテリア・寝装寝具

用途	特定調達品目	判断基準ラベル	
		優先順位 1	優先順位 2
カーテン等	カーテン	  グリーン購入法適合商品	 「エコ商品ねっと」掲載商品
	布製ブラインド		
	金属製ブラインド		
カーペット	タフテッドカーペット	 エコマーク  PETボトル 再用品 PET ボトルリサイクル推奨マーク	
	タイルカーペット		
	織じゅうたん		
	ニードルパンチカーペット		
毛布等	毛布	 フレームマーク	
	ふとん		
ベッド	ベッドフレーム	 衛生 マットレス 全日本ベッド工業会 衛生マットレス	
	マットレス		

配慮事項

【カーテン、布製ブラインド、毛布、ふとん】

- 臭素系防炎剤の使用が可能な限り削減されていること(カーテン、布製ブラインドに適用)
- 可能な限り未利用繊維、反毛繊維が使用されていること
- 製品使用後に、回収・再使用・リサイクルされるためのシステムがあること
- 簡易包装、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること

【金属製ブラインド】

- 定量的環境情報(カーボンフットプリント)が算定・開示されていること
- 簡易包装、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること

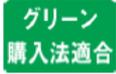
配慮事項
<p>【カーペット】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○定量的環境情報(カーボンフットプリント)が算定・開示されていること ○ライフサイクル全般にわたりカーボン・オフセットされた製品であること(タイルカーペットに適用) ○製品使用後に、回収・再使用・リサイクルされるためのシステムがあること ○簡易包装、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること <p>【ベッドフレーム】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○修理及び部品交換、耐久性の向上等長期使用可能な設計、分解が容易等再使用、再生利用に配慮された設計であること ○長期使用、再生利用に配慮された設計であること ○紙、木質の原料として使用される原木は、持続可能な森林から産出されたものであること ○簡易包装、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること ○包装材等の回収、再使用、再生利用システムがあること <p>【マットレス】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○長期使用、再生利用に配慮された設計であること ○簡易包装、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること

(16) 作業手袋

用途	特定調達品目	判断基準ラベル	
		優先順位 1	優先順位 2
作業手袋	作業手袋	 <p>グリーン購入法適合商品</p>  <p>エコマーク</p>	 <p>「エコ商品ねっと」掲載商品</p>

配慮事項
<ul style="list-style-type: none"> ○未利用繊維又は反毛繊維が可能な限り使用されていること(すべり止め塗布加工部分を除く) ○漂白剤を使用していないこと

(17) その繊維製品

用途	特定調達品目	判断基準ラベル	
		優先順位 1	優先順位 2
テント・シート類	集会用テント	  グリーン購入法適合商品  エコマーク  PETボトル再用品 PETボトルリサイクル推奨マーク	 「エコ商品ねっと」掲載商品
	ブルーシート		
防球ネット	防球ネット		
旗・のぼり・幕類	旗・のぼり・幕		
モップ	モップ		

配慮事項
<p>【集会用テント、防球ネット、モップ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○製品使用後に、回収・再使用・リサイクルされるためのシステムがあること ○簡易包装、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること <p>【ブルーシート】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○簡易包装、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること <p>【旗、のぼり、幕】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○臭素系防炎剤の使用が可能な限り削減されていること ○製品使用後に、回収・再使用・リサイクルされるためのシステムがあること ○簡易包装、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること

(18) 設備

用途	特定調達品目	判断基準ラベル	
		優先順位 1	優先順位 2
設備	太陽光発電システム(公共・産業用)	  <p>グリーン購入法適合商品</p>  <p>エコマーク</p>  <p>JIS 規格</p>  <p>ウィンドウフィルム</p>	 <p>「エコ商品なっと」掲載商品</p>
	太陽熱利用システム(公共・産業用)		
	燃料電池		
	エネルギー管理システム		
	生ゴミ処理機		
	節水器具		
	給水栓		
	日射調整フィルム		
低放射フィルム			
設備	テレワーク用ライセンス		
	Web会議システム		

配慮事項

【太陽光発電システム】

- 分解が容易である等部品の再使用または材料の再生利用が容易になるような設計がなされていること
- 来庁者の多い施設等に設置するものにあつては、可能な限り発電電力量等を表示するなど、来庁者に対して効果の説明が可能となるような考慮してシステムであること
- 設備撤去時には、撤去業者又は排出事業者による回収及び再使用又は再生利用が可能であり、再使用又は再生利用されない部分については適正処理が可能であること
- 特定の化学物質を含有する二次電池が使用される場合には、二次電池の回収及びリサイクルシステムがあること
- 太陽電池モジュールの外枠・フレーム・架台等にアルミニウム合金を使用する製品では、アルミニウム二次地金(再生地金)を原材料の一部として使用している合金を用いること
- 重金属等有害物質の製品の製造に使用しない又は可能な限り使用量を低減すること

【太陽熱利用システム】

- 修理及び部品交換が容易である等長期間の使用が可能な設計がなされている、又は、分解が容易である等部品の再使用または材料の再生利用が容易になるような設計がなされていること
- 集熱器の稼働に係るエネルギーが最小限となるような設計がなされていること
- 設備撤去時には、撤去事業者又は排出事業者による回収及び再使用又は再生利用が可能であり、再使用又は再生利用されない部分については適正処理が可能であること
- アルミニウム二次地金(再生地金)を原材料の一部として使用している合金を用いること
- 重金属等有害物質を製品の製造に使用しない又は可能な限り使用量を低減すること

【燃料電池】

- 分解が容易である等、部品の再使用又は材料の再生利用が容易な設計であること

【生ゴミ処理機】

- 材料の再生利用が容易になるような設計がなされていること
- 使用時のエネルギー節減のための設計上の工夫がなされていること
- 処理後の生成物は、肥料化、飼料化又はエネルギー化等により再生利用されること

【エネルギー管理システム】

- 設備・機器等の制御を効率的に行う管理システムであること

【節水器具】

- 取替用のコマにあつては、既存の水栓のコマとの取替が容易に行えること
- 使用用途における従前どおりの使用感であること

【給水栓】

- 簡易包装、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること

【日射調整フィルム、低放射フィルム】

- 遮蔽係数が可能な限り低いものであること

【テレワーク用ライセンス】

- テレワークの導入前後における環境負荷低減効果が確認できること

配慮事項

【Web 会議システム】

- Web 会議システムの導入前後における環境負荷低減効果が確認できること
- オンライン名刺交換機能が導入できること

(19) 災害備蓄用品

用途	特定調達品目	判断基準ラベル	
		優先順位 1	優先順位 2
災害備蓄用品 (飲料水)	①災害備蓄用飲料水	 <p>グリーン購入法適合商品</p>  <p>エコマーク</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>①:賞味期限が5年以上 ②:賞味期限が3年以上</p> </div> <p>※飲食物は上記の表示があること</p>  <p>PET ボトルリサイクル推奨マーク</p>	<div style="border: 2px solid green; padding: 5px; text-align: center; font-weight: bold; font-size: 1.2em;">GPN掲載</div> <p>「エコ商品ねっと」掲載商品</p>
災害備蓄用品(食料)	①アルファ化米		
	①保存パン		
	①乾パン		
	①レトルト食品等		
	②栄養調整食品		
	②フリーズドライ食品		
災害備蓄用品 (生活用品・資材等)	毛布		
	作業手袋		
	テント		
	ブルーシート		
	一次電池		
	非常用携帯燃料		
	非常用携帯電源		
	携帯発電機		

配慮事項

【災害備蓄用飲料水】

- 回収・再生利用による廃棄物排出抑制等に係る仕組みがあること
- 容器については、可能な限り軽量化・薄肉化が図られていること
- 使用する容器・ラベル・印刷・キャップ等については、使用後の再処理、再利用適性に優れた容器とするための環境配慮設計がなされていること

【食品】

- 回収・再生利用による廃棄物排出抑制等に係る仕組みがあること

【備蓄用作業服】

- 保管スペースの狭小化のため、製品の小型化及び軽量化等がなされていること
- 簡易包装、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること

【一次電池・非常用携帯燃料】

- 定量的環境情報(カーボンフットプリント)が算定・開示されていること
- 簡易包装、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること

【携帯発電機】

- 燃料消費効率が可能な限り高いものであること
- 製品の負荷に応じてエンジン回転数を自動的に制御する機能を有していること
- 製品の長寿命化、部品の再使用又は原材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること
- 簡易包装、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること

【非常用携帯電話】

- 分別が容易であって、再生利用及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること

20. 公共工事

用途	特定調達品目	判断基準
盛土材等	建設汚泥から再生した処理土	※品目ごとに内容が変わりますので、詳しくは環境省「調達者の手引き」を参照してください。
	土工用水砕スラグ	
	銅スラグを用いたケーソン中詰め材	
	フェロニッケルスラグを用いたケーソン中詰め材	
地盤改良材	地盤改良用製鋼スラグ	
コンクリート用スラグ骨材	高炉スラグ骨材	
	フェロニッケルスラグ骨材	
	銅スラグ骨材	
	電気炉酸化スラグ骨材	
アスファルト混合物	再生加熱アスファルト混合物	
アスファルト混合物	鉄鋼スラグ混入アスファルト混合物	
アスファルト混合物	中温化アスファルト混合物	
路盤材	鉄鋼スラグ混入路盤材	
	再生骨材等	
小径丸太材	間伐材	
混合セメント	高炉セメント	
混合セメント	フライアッシュセメント	

用途	特定調達品目	判断基準
セメント	エコセメント	※品目ごとに内容が変わりますので、詳しくは環境省「調達者の手引き」を参照してください。
コンクリート及び コンクリート製品	透水性コンクリート	
鉄鋼スラグ水和固化 体	鉄鋼スラグブロック	
吹付けコンクリート	フライアッシュを用いた吹付けコンクリート	
塗料	下塗用塗料(重防食)	
	低揮発性有機溶剤型の路面標示用水性塗料	
	高日射反射率塗料	
防水	高日射反射率防水	
舗装材	再生材料を用いた舗装用ブロック(焼成)	
舗装材	再生材料を用いた舗装用ブロック類(プレキャスト無筋コンクリート製品)	
園芸資材	バークたい肥	
	下水汚泥を用いた汚泥発酵肥料(下水汚泥コンポスト)	
道路照明	LED 道路照明	
中央分離帯ブロック	再生プラスチック製中央分離帯ブロック	
タイル	セラミックタイル	
建具	断熱サッシ・ドア	
製材等	製材	
	集成材	

用途	特定調達品目	判断基準
製材等	合板	※品目ごとに内容が変わりますので、詳しくは環境省「調達者の手引き」を参照してください。
	単板積層材	
	直交集成版	
フローリング	フローリング	
再生木質ボード	パーティクルボード	
	繊維版	
	木質系セメント板	
木材・プラスチック複合材製品	木材・プラスチック再生複合材製品	
ビニル系床材	ビニル系床材	
断熱材	断熱材	
照明機器	照明制御システム	
変圧器	変圧器	
空調用機器	吸収冷温水機	
	氷蓄熱式空調機器	
	ガスエンジンヒートポンプ式空調和機	
	送風機	
	ポンプ	
配管材	排水・通気用再生硬質ポリ塩化ビニル管	

用途	特定調達品目	判断基準
衛生器具	自動水栓	※品目ごとに内容が変わりますので、詳しくは環境省「調達者の手引き」を参照してください。
	自動洗浄装置及びその組み込み小便器	
	大便器	
コンクリート用型枠	再生材料を使用した型枠	
	合板型枠	

21. 役務

用途	特定調達品目	判断基準ラベル	
		優先順位 1	優先順位 2
印刷	印刷	  <p>グリーン購入法適合商品</p>  <p>エコマーク</p>  <p>GREEN PRINTING JFPI グリーンプリティンクマーク</p>  <p>印刷インキ工業連合会 NL 規制</p>  <p>Waterless^{JW1} Printing. Naturally. バタフライロゴ</p>	 <p>「エコ商品ねっと」掲載商品</p>
		<p>【個別事項】</p> <p><オフセット印刷></p> <p>1. バイオマスを含有したインキの使用(植物油インキ、大豆油インキなど。芳香族成分が 1%未満の溶剤のみを用いるインキ)</p> <p>2. NL 規制(印刷インキ工業連合会)適合インキの使用</p> <p><デジタル印刷></p> <p>・科学安全性の確認されたトナー又はインキの使用</p>	

用途	特定調達品目	判断基準ラベル	
		優先順位 1	優先順位 2
食堂	食堂	1.生ゴミ処理機等による適正処理 2.繰り返し使用できる食器(リユース食器)の使用 3.ワンウェイのプラスチック製の容器等の不使用(利用者の飲食に支障を来す場合又は代替する手段がない場合を除く) 4.食品廃棄物の発生量の把握並びに発生抑制及び再生利用等のための計画の策定、目標の設定 5.食品廃棄物等の単位当たり発生量が目標値以下(食品廃棄物用の発生抑制の目標値が設定されている業種に適用) 6.食品循環資源の再生利用等の実施率が、判断基準省令で定める基準実施率を達成していること又は目標年に目標値を達成する計画を策定 7.食品ロスの削減(提供する量の調整、持ち帰り用容器の提供等) 8.食堂利用者に対する飲食物の食べ残し削減の呼びかけ、啓発等 9.食堂の運用に伴うエネルギー使用量(電力、ガス、水等)の把握、省エネルギー、節水のための措置	
省エネルギー診断	省エネルギー診断	 グリーン購入法適合商品  エコマーク  JIS 規格	 「エコ商品ねっと」掲載商品
自動車専用タイヤ厚生	自動車専用タイヤ厚生		
自動車整備	自動車整備		
庁舎管理等	庁舎管理 植栽管理 加煙試験 清掃		

用途	特定調達品目	判断基準ラベル	
		優先順位 1	優先順位 2
庁舎管理等	タイルカーペット洗浄	  グリーン購入法適合商品	 「エコ商品ねっと」掲載商品
	機密文書処理		
	害虫防除		
輸配送	輸配送	 エコマーク	
旅客輸送(自動車)	旅客輸送		
小売業務	庁舎等において営業を行う小売業務		
クリーニング	クリーニング	 グリーン経営認証 エコモ財団 グリーン経営認証	
自動販売機設置	飲料自動販売機設置		
引越輸送	引越輸送		
会議運営	会議運営		
印刷機能等提供業務	印刷機能等提供業務		

配慮事項
<p>【印刷】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○印刷物の用途及び目的を踏まえ、可能な限り軽量化されていること ○デジタル化(DTP、CTP、DDCP 方式)の採用により廃棄物が削減されていること ○インキ缶やインク、トナー等の容器、感光ドラム等の資材・部品等が再使用又はリサイクルされていること ○印刷物の表紙の表面加工等への有害物質の発生原因となる物質の使用が抑制されていること ○古紙パルプ配合率が可能な限り高いものであること ○バージンパルプの持続可能性が確認されていること ○間伐材等パルプ利用割合が可能な限り高いものであること ○簡易包装、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること <p>【食堂】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○食品リサイクル法に基づく基本方針における再生利用の優先順位を踏まえ、食品廃棄物等は、飼料化、肥料化、きこの類の栽培のために使用される固形状の培地への活用、メタン化により再生利用されること ○生分解性の生ゴミ処理袋又は水切りネットを用いる場合は、生ゴミと一緒にコンポスト処理されること ○食堂で使用する加工食品、化成品の原料に植物油脂が使用される場合は、持続可能な原料であること ○修繕することにより再使用可能な食器、又は再生材料が使用された食器が使われていること ○食器は、可能な限り修繕又は再生利用されること

配慮事項

【食堂】

- 再使用のために容器包装の返却・回収が行われていること
- 食材等の輸送に伴う環境負荷の低減が図られていること

【自動車専用タイヤ更生】

- ラジアル構造の推奨等製品の長寿命化に配慮されていること
- 走行時の静粛性の確保に配慮されていること
- 簡易包装、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること

【自動車整備】

- エンジン戦場の環境負荷低減効果に係る情報の収集・蓄積、費用等に係る詳細な情報提供を積極的に行うとともに、当該情報が開示されていること
- ロングライフクーラントの再利用に努めていること
- 簡易包装、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること

【庁舎管理】

- 建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和45年法律第20号)に基づく建築物環境衛生管理基準等への配慮
- エネルギーの使用の合理化及び電気の需要の平準化に資する措置の適切な実施
- エネルギーの使用状況の分析・評価に基づく設備・機器等及びシステムの適切な管理・運用による温室効果ガスの排出削減
- 施設のエネルギー管理、使用実態の分析・評価における各種管理・評価ツール等の活用
- 省エネルギー、省資源、廃棄物排出抑制等に係る専門技術者の配置。当該技術を有する人材の育成に向けた教育・研修等の継続的な実施
- 使用する物品の調達において、ライフサイクル全体の環境負荷の低減に考慮

【加煙試験】

- 簡易包装、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること

【清掃】

- 清掃に用いる床維持剤、洗浄剤等は、使用量削減又は適正量の使用に配慮されていること
- 補充品等は、過度な補充を行わないこと
- 洗剤を使用する場合は、清掃用途に応じ適切な水素濃度(pH)のものが使用されていること
- 床維持剤、洗浄剤等については、可能な限り指定化学物質を含まないものが使用されていること
- 清掃に当たって使用する電気、ガス等のエネルギーや水素の資源の削減に努めていること
- 建物の状況に応じた清掃の適切な頻度を提案するよう努めていること
- 資源採取から廃棄に至るライフサイクル全体についての環境負荷の低減に考慮するよう努めること

配慮事項

【タイルカーペット洗浄】

- 清掃に用いる洗浄剤等は、使用量削減又は適正量の使用に配慮されていること
- 洗剤の原料に植物油脂が使用される場合、持続可能な原料が使用されていること
- 洗浄剤等については、可能な限り指定化学物質を含まないものが使用されていること
- 清掃に当たって使用する電気、ガス等のエネルギーや水等の資源の削減に努めていること

【植栽管理】

- 灌水の雨水利用に配慮されていること
- 剪定・除草により発生した、小枝・落葉等の処分について、堆肥化等が行われていること
- 植栽管理において発生した落葉等からできた堆肥(土壌良材)を施肥に使用されていること
- 剪定・伐採等に使用するチェーンソーオイルは、生分解性のものが使用されていること
- 植替えの際は、既存の植栽を考慮し、病害虫の発生しにくい樹種が提案されること
- 使用する機材、器具等については、可能な限り環境負荷低減策が講じられていること
- 可能な限り、再使用又は再生利用可能であって、土の代替となる植込み材の使用に努めていること

【害虫防除】

- 生息状況等に応じた適切な害虫防除方法等を提案するよう努めていること

【輸配送、旅客輸送】

- エネルギーの使用の合理化及び電気の需要の平準化に資する措置の実施
- 電動車等又は低燃費・低公害車の導入及び目標設定、当該車両による輸配送の実施
- エコドライブを推進するための措置が可能な限り導入されていること
- OVICS や ETC 等、高速道路交通システム(ITS)の導入
- 事業所、集配拠点等のエネルギー使用実態把握、使用量の削減
- 輸配送に使用する車両台数を削減するため積載率の向上が図られていること(輸配送に適用)
- 輸配送回数を削減するために共同輸配送が実施されていること(輸配送に適用)
- 再配達を削減するための取組が実施されていること(輸配送に適用)
- 宅配便等の包装用品は再生利用の容易さを及び廃棄時の負荷低減に配慮(輸配送に適用)
- プラスチック製フィルムの代替として、繰り返し使用可能な荷崩れ防止ベルトの活用(輸配送に適用)
- 輸配送業務の再委託先にも、環境負荷低減に向けた取組の実施を要請する(輸配送に適用)
- NOx・PM法の対策地域においては排出基準を満たした自動車による走行を行っていること(輸配送に適用)
- GPS-AVMシステムの導入による効率的な配車(旅客輸送に適用)

【機密文書処理】

- 機密文書の発生量を定期的に集計し、発注者への報告がなされること
- 紙(印刷・情報用紙及び衛生用紙)として再生可能な処理が行われること
- 運搬にあたっては、積載方法、搬送方法、搬送ルート効率化が図られていること
- 可能な限り電動車等又は低燃費・低公害車による運搬が行われること

配慮事項

【庁舎等において営業を行う小売業務】

- 店舗において取り扱う商品については、簡易包装等により容器包装の使用量を削減したものであること
- 店舗において飲料を充填して提供する場合は、マイカップ・マイボトルに対応可能であること
- レジ袋を提供する場合は、バイオマスプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものの配合率が可能な限り高いものであること
- 食品を取り扱う場合は、食品廃棄物等を再生利用等して製造された飼料・肥料等を用いて生産された食品を優先的に取り扱うこと
- 食品ロスの削減のために納品期限を緩和する等、フードチェーン全体の環境負荷の低減に資する取組に協力していること
- プラスチック製のごみ袋を使用する場合は、「ごみ袋等」のプラスチック製ごみ袋部係る基準を満たす物品が使用されていること

【クリーニング】

- 揮発性有機化合物の発生抑制に配慮されていること
- ランドリー用水や洗剤の適性使用に努めていること
- 事業所、営業所等におけるエネルギー使用実態の把握を行うとともに、当該施設におけるエネルギー使用量の削減に努めていること
- 可能な限り電動車等又は低燃費・低公害車による集配等が実施されていること
- プラスチック製のハンガーは、再生プラスチック配合率が可能な限り高いこと
- 包装用のプラスチック製の衣類カバーは、可能な限り薄肉化、減量化が図られていること
- プラスチック製の袋を提供する場合は、バイオマスプラスチック又は再生プラスチック製のものが使用されていること
- 省エネルギー型のクリーニング設備・機械・空調設備等の導入が図られていること

【自動販売機設置】

- 自販機本体の年間消費電力量、省エネ基準達成率、冷媒の種類、地球温暖化係数及び封入量が自販機本体に表示されていること。またウェブサイトにおいて公表されていること
- 直射日光を避けるよう配慮されていること(屋外設置の場合)
- マイカップに対応可能であること(カップ式飲料自動販売機の場合)
- 真空断熱材等の熱伝導率の低い断熱材が使用されていること
- 電動車等又は低燃費・低公害車の利用や配送回数の削減等、物流に伴う環境負荷の低減が図られていること
- 飲料容器の回収時にごみ袋を使用する場合には、ごみ袋等のプラスチック製ごみ袋に係る判断の基準を満たす物品が使用されていること
- 簡易包装、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること
- 包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること

配慮事項

【引越輸送】

- 環境負荷低減に資する引越輸送の方法の適切な提案が行われること
- 梱包・養生用資材について、一括梱包や資材の使用削減等の省資源化
- 梱包・養生用資材について、再生材料、バイオマスプラスチックが使用されていること。また、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること
- 自動車による輸送を伴う場合には、次の事項に配慮されていること
 - ▶エネルギーの使用の合理化
 - ▶電動車等又は低燃費、低公害車の導入・電動車等又は低燃費、低公害車による輸送
 - ▶輸配送効率の向上のための措置の実施
 - ▶エコドライブ装置の導入
 - ▶VICS、ETC 等、ITS の導入
 - ▶NOx・PM法の対策地域における自動車排出ガス基準の遵守

【会議運営】

- 可能な限り既存の物品を使用すること。新規に購入する物品が特定調達品目に該当する場合は、当該品目の判断の基準を満たすこと
- ノートパソコン、タブレット等の端末を使用することにより紙資源の削減を行っていること
- 自動車により資機材の搬送、参加者の送迎等を行う場合は、可能な限り、電動車等又は低燃費・低公害車が使用されていること。また、エコドライブに努めていること
- 食事を提供する場合は、ワンウェイのプラスチック製品及び容器包装を使用しないこと。また、提供する飲食物の量を調整可能とすること又は会議参加者に求められた場合に衛生上の注意事項を説明した上で、持ち帰り用容器を提供すること等により、食べ残し等の食品ロスの削減が図られていること
- 資機材の搬送に使用する梱包用資材については、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること

【印刷機能等提供業務】

- コピー機、複合機及び拡張性のあるデジタルコピー機の導入に当たっては、可能な限り再生機又は部品リユース型機を利用すること
- 使用済のカートリッジ等、トナー容器、インク容器又は感光体を回収し、回収した部品の再使用又は再生利用を行うこと。また、回収した使用済のカートリッジ等、トナー容器、インク容器又は感光体の再使用又は再生利用できない部分については、減量化等が行われた上で、適性処理され、単純埋立てされないこと（受注者がトナー、インクを供給した場合に適用）
- 機器、消耗品の提供にあたっては、梱包用資材の再使用、簡易包装、再生利用の容易さ、廃棄時の負荷低減に配慮されていること

22. ごみ袋等

用途	特定調達品目	判断基準ラベル	
		優先順位 1	優先順位 2
プラスチック製ごみ袋	プラスチック製ごみ袋	 グリーン購入法適合商品	 「エコ商品ねっと」掲載商品
		 エコマーク	 PET ボトルリサイクル推奨マーク
		 バイオマスプラ バイオマスプラマーク	
		 バイオマス バイオマスマーク	

配慮事項
<ul style="list-style-type: none"> ○シートを薄くする等可能な限り軽量化が図られていること ○バイオマスプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものの配合率が可能な限り高いこと ○ポストコンシューマ材料からなる再生プラスチックが可能な限り使用されていること ○定量的環境情報(カーボンフットプリント)が算定・開示されていること ○製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること

【参考】判断基準となる環境ラベル一覧

環境ラベル	内容
	<p>グリーン購入法適合商品</p> <p>グリーン購入法第6条に定められた特定調達品目およびその判断基準に合致した商品のこと。カタログや事業者により「G法適合」「グリーン購入法適合商品」など表現方法は異なる</p>
	<p>エコマーク</p> <p>様々な商品(製品およびサービス)の中で「生産」から「廃棄」にわたるライフサイクル全体を通して環境への負荷が少なく、環境保全に役立つと認められた商品につけられる環境ラベル。このマークを活用して、消費者が環境を意識した商品選択を行ったり、関係企業の環境改善努力を進めていくことにより、持続可能な社会の形成を図っていくことを目的としている</p>
	<p>グリーン購入ネットワーク(GPN)が運営する「エコ商品ねっと」に掲載されている商品</p> <p>グリーン購入ネットワーク(GPN)は、環境負荷の小さい製品やサービスの市場形成を促し、持続可能な社会経済の構築に寄与するため、グリーン購入活動を推進し、グリーン購入に関する普及啓発や情報提供、調査研究などを行っている。「エコ商品ねっと」は日本最大級の環境に配慮された商品のデータベースとなっている</p>
	<p>FSC 認証</p> <p>「FSC 森林認証制度」は世界的な森林の減少と劣化を防ぐために設立された制度。FSC 認証製品を使用することで、間接的に適切な森林管理を支援することができる</p>
	<p>PEFC 森林認証</p> <p>「PEFC 森林認証プログラム」は、欧米を中心として各国で定められた国・地域別の森林認証制度の相互承認を行う制度。PEFC 森林認証製品を使用することで、間接的に森林管理を支援することができる</p>
	<p>間伐材マーク</p> <p>間伐材を用いた製品に表示されているマーク。間伐の推進及び間伐材の利用促進等の重要性をPRするとともに、消費者の製品選択に資するもの</p>
	<p>グリーンマーク</p> <p>古紙利用製品の使用拡大を通じて古紙の回収・利用の促進を図るため、古紙を原料にした製品であることを容易に識別できる目印として公益財団法人古紙再生促進センターが1981年5月に制定したマーク。グリーンマークを表示することができる製品の要件は、古紙を原則として、40%以上原料に利用した製品であることだが、トイレトーパーとちり紙は、古紙を原則として100%原料に利用したもの、コピー用紙と新聞用紙は、古紙を原則として50%以上原料に利用したもの。</p>
	<p>バイオスマーク</p> <p>生物由来の資源(バイオマス)を利用して、品質及び安全性が関連法規、基準、規格等に当たっている商品に表示されている。植物は太陽光をエネルギーとした光合成により大気中のCO₂を吸収して成長するため、直物由来原料を製品化して製品(バイオマスプラスチックや合成繊維、印刷インキ等)は燃やしても大気中のCO₂を増加させない。バイオスマーク認定商品は、安全で循環型社会の形成に貢献し、地球温暖化防止に役立っている</p>

環境ラベル	内容
	<p>JOIFA グリーンマーク グリーン購入法に適合してオフィス家具に表示されているマーク</p>
	<p>国際エネルギースタープログラム パソコンなどのオフィス機器について、稼働時、スリープ・オフ時の消費電力に関する基準を満たす商品に表示されるマーク。日本、米国のほか EU 等 9 か国・地域が協力している国際的な制度。経済産業省が運営している。</p>
 <p><small>（一社）日本カートリッジリサイクル工業会</small></p>	<p>E&Q マーク 一般社団法人日本カートリッジリサイクル工業会が定める環境管理基準と品質管理基準に適合しているリサイクルトナーカートリッジを識別するマーク</p>
	<p>省エネラベリング制度 省エネ法により定められた省エネ基準をどの程度達成しているかを表示する制度。省エネ基準を達成している製品には緑色のマークを、達成していない製品には、橙色のマークが表示されている</p>
	<p>PC グリーンラベル 環境に配慮したパソコンを購入したいという消費者の選択の目安となるよう、パソコンの設計、製造からリユース、リサイクルに至るまで、環境に対する包括的な取り組みを表した環境ラベル制度。適合製品を三ツ星によって格付けしており、パソコンメーカーの団体である一般社団法人パソコン 3R 推進協会が運営する制度</p>
	<p>JIS マーク 工業標準化法第 19 条第 20 条等に基づき、国に登録された機関（登録認証機関）から認証を受けた事業者（認証製造事業者等）のみが、認証をうけたその包装等に表示することができるマーク。表取引の単純化のほか、製品の互換性、確保及び公共調達に大きく寄与している</p>
	<p>統一省エネラベル 省エネ法に基づき、小売業者が省エネ性能の評価や省エネラベル等を表示する制度。それぞれの製品区分における当該製品の省エネ性能の位置づけ等を表示している。☆の数が多いほど省エネ性能が高いことを示している</p>
	<p>燃費基準達成ステッカー 自動車の燃費性能に対する一般消費者の関心と理解を深め、一般消費者の選択を通じ燃費性能の高い自動車の普及を促進するため、自動車メーカー等の協力を得て、省エネ法（エネルギーの使用の合理化に関する法律）で定める燃費目標基準値以上の燃費の良い自動車に貼り付け</p>
	<p>低排出ガス車認定 自動車の排出ガス低減レベルを示すもので、自動車製造者の申請に基づき国土交通省が認定している制度</p>

環境ラベル	内容
	<p>バイオマスプラマーク</p> <p>バイオマスプラとは、植物等由来の有機物質を、プラスチック構成成分として所定量以上含むバイオマスプラスチック製品である。日本バイオプラスチック協会(JBPA)が定める基準に適合する製品を「バイオマスプラ」として認証し、同協会が使用を許可するマーク</p>
	<p>低燃費タイヤ統一マーク</p> <p>転がり抵抗性能の等級が A 以上で、ウェットグリップ性能の等級がa~dの範囲内にあるタイヤを「低燃費タイヤ」と定義し、統一マーク(右記)を表記して普及促進を図る</p>
	<p>エコ・ユニフォームマーク</p> <p>日本被服工業組合連合会が制定したマーク制度。このマークは、グリーン購入法の判断基準に適合したユニフォームウェアやスクールウェア等に添付するもの</p>
	<p>PET ボトルリサイクル推奨マーク</p> <p>使用済み PET ボトルのリサイクル品を使用した商品につけられるマーク</p> <p>PET ボトルメーカーや原料樹脂メーカーの業界団体である PET ボトル協議会が運営する制度</p>
	<p>フレームマーク</p> <p>環境と安全への配慮し、一定の環境に関連する基準を満たすベッドフレームに表示されるマーク</p> <p>全日本ベッド工業会が運営する制度</p>
	<p>衛生マットレス</p> <p>一定の環境に関連する基準を満たすマットレスに表示されるマークです。全日本ベッド工業会が運営する制度</p>
	<p>グリーン購入法適合ウィンドウフィルム</p> <p>グリーン購入法における基本方針にある日射調整フィルムの判断の基準を満たした製品にロゴマークをつけて区別できるようにするとともに、通し番号管理によりトレーサビリティを考え、ユーザーに安心・快適を提供していく</p>
	<p>グリーン経営認証</p> <p>公益財団法人交通エコロジー・モビリティ財団が認証機関となり、グリーン経営推進マニュアルに基づいて一定のレベル以上の取り組みを行っている事業者に対して、審査の上認証・登録を行うもの</p>
	<p>グリーンプリンティングマーク</p> <p>印刷業界の環境自主基準に基づき、事業者(工場等)の環境負荷低減への取組および環境に配慮した印刷製品を認定するという総合認定制度。一般社団法人日本印刷産業連合会が運営する制度。印刷業界の環境負荷の低減および市場へ提供する印刷製品の環境負荷低減を推進している</p>
	<p>NL 規制</p> <p>印刷インキ工業連合会独自の自主規制。環境影響、労働安全、人の健康に対し適切でない化学物質を使用しない印刷インキに貼付できるマーク。対象化学物質は「NL:ネガティブリスト」として収載されている</p>

環境ラベル	内容
	<p>バタフライロゴ</p> <p>印刷のプロセスの中で最も環境配慮がされたオフセット印刷方式(製版時の現像廃液がない、湿し水・IPA を使わない、VOC の放散量が少ない印刷方式)を使用していることを環境保護ロゴにて明示するもの。日本水なし印刷協会が運営する制度</p>

改訂履歴

履歴	改訂事項
令和5年4月1日	(当初制定)
令和6年4月1日	・基本方針において見直された内容の反映 ・特定調達品目における対象範囲・定義の追記
令和7年4月17日	・グリーン購入法について追記 ・グリーン購入手順の追記 ・グリーン購入適合商品等の探し方の追記 ・調達方針のレイアウト変更 ・配慮事項の追記 ・判断基準となる環境ラベル一覧の追記